

概 要 版

第2期
新居浜市障害福祉計画（案）

庁 議 用

平成21年3月

新 居 浜 市

【目次】

1-1. 計画策定の趣旨	2
1-2. 計画の位置づけ	2
1-3. 計画期間	3
1-4. 計画の理念	3
1-5. 計画の基本的な考え方	3
1-6. 計画の策定体制	4
1-7. 計画の推進体制	4
1-8. 計画の点検・評価及び改善	5
2-1. 平成23年度の目標値の設定	5
2-2. 総合的な自立支援システムの確立	7
2-3. 障害福祉サービスの体系	7
2-4. 自立支援給付事業（見込み量、事業内容・実績、方策）	7
2-5. 地域生活支援事業（見込み量、事業内容・実績、方策）	7
2-6. 障害福祉サービスの円滑な提供・実施のための方策	8
2-7. 障害者の雇用・就労促進のための方策	9
2-8. 地域生活移行のための方策	10
2-9. 相談支援体制の充実のための方策	11

1-1. 計画策定の趣旨

平成17年の「障害者自立支援法」の施行により、これまで身体、知的、精神等の障害種別ごとに対応してきた障害施策は一元化され、居宅・施設サービス体系の再構築や国・県・市町村・利用者の費用負担のあり方など、障害者福祉施策が抜本的に見直されることとなりました。

このような状況の中、本市におきましては、**障害者施策の総合的な計画として、平成19年4月に「新居浜市障害者計画・障害福祉計画」を策定し、その計画の障害福祉計画の部分**を障害者自立支援法に基づく**第1期障害福祉計画**といたしました。

本計画（第2期障害福祉計画）は、第1期障害福祉計画の見直しを行い、

①本市の障害福祉サービス等の数値目標を設定する。

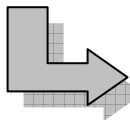
②自立支援給付事業及び地域生活支援事業を提供するための体制の確保を図るため策定する。

1-2. 計画の位置づけ

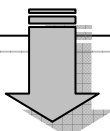
平成19年4月に策定しました「新居浜市障害者計画・障害福祉計画」は、障害者基本法第9条第3項に基づく「市町村障害者計画」と、障害者自立支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として一体的に策定しました。

本計画では、新居浜市障害福祉計画の見直しを行い、第2期障害福祉計画として障害福祉サービス等の確保のための方策等を定める計画する。

●新居浜市障害福祉計画(障害者自立支援法)



新居浜市における障害福祉サービス等の数値目標やサービス見込み量及び見込み量算定の考え方、計画的な基盤整備を進めるための体制づくり、サービスを確保するための方策等を定めた計画であり、「障害福祉に関する事業計画」との位置づけになります。



新居浜市障害福祉計画を見直す
(第2期新居浜市障害福祉計画)

1-3. 計画期間

本計画の期間は、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間とし、平成 23 年度末までの目標値を設定するとともに、そこにいたる中間段階の位置づけとして、平成 20 年度までを第 1 期として策定し、平成 21 年度から平成 23 年度までを第 2 期として計画を策定しています。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
新居浜市障害者計画				
第 1 期 障害福祉計画		第 2 期 障害福祉計画		

1-4. 計画の理念

障害者の自立を地域で支える共生社会の実現

第 2 期障害福祉計画では、第 1 期計画及び障害者計画の方向性を引継ぎ、障害者福祉における最も重要な「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、市民、各種団体、企業、行政がともに力を合わせて、障害者が地域の中で自立して暮らせる共生社会の実現をめざして施策の推進を図ります。

1-5. 計画の基本的な考え方

(1) 主体的な選択・決定をサポートする体制の整備

障害者が自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスを主体的に選択して、自立と社会参加の実現を図っていくため、相談支援体制を充実します。

(2) 制度の一元化とサービス基盤の整備

- ①障害のあるすべての人が同様に必要なサービスを受けることができるように、各種サービス基盤の整備を図る
- ②身近な地域におけるサービス拠点づくりとして、NPOや地域住民団体等によるインフォーマルサービスの提供など地域の社会資源を活用した基盤整備を進める。

(3) 総合的かつ効果的な施策の推進

- ①保健・医療・福祉、教育、就労、生活環境、社会参加等の関係機関相互の緊密な連携を確保する。
- ②サービス事業者や民間企業、NPO、地域住民団体等と連携を図り、ライフステージの全段階を通じた総合的かつ適切な支援施策が行えるよう体制を整える。

(4) 市民参画と協働の推進

障害の有無にかかわらず、すべての人々が力を合わせて様々なまちづくり活動や福祉活動に取り組むことが大切になります。

そのため、市民が積極的に参画できる体制を構築し、市民、関係団体、企業、行政等による協働の取り組みを推進していきます。

1-6. 計画の策定体制

(1) 市民意見の反映

「新居浜市障害者自立支援協議会」において、計画内容に関する審議を行いました。

(2) 当事者意見の反映

障害者団体、障害者施設、支援センター等団体にヒアリング調査やアンケート調査を実施し、障害福祉サービスの状況等について検討を行いました。

1-7. 計画の推進体制

(1) 保健・医療・福祉・教育分野における連携

医療機関、サービス提供事業者、関係各課等の保健・医療・福祉・教育分野の連携を

強化します。

なかでも、発達障害者への支援においては、市の発達支援準備室や新居浜市発達支援協議会と連携を図ります。

(2) 地域との連携

新居浜市自立支援協議会を核として、地域住民やボランティアなどの地域福祉活動との連携・協働体制づくりを進めていきます。

(3) 計画策定における連携

第2期新居浜市障害福祉計画の策定にあたっては、県との連携を図りながら計画策定を行い推進していきます。また、新居浜・西条障害福祉圏域として西条市との連携及び宇摩障害福祉圏域などとの連携も図っていきます。

(4) 庁内推進体制の整備

関係各課の緊密な連携を図り、一体となって各種施策を推進していきます。

1-8. 計画の点検・評価及び改善

新居浜市障害福祉計画が実効的に推進されているかを点検・評価し、改善点がある場合には改善に向けての方針を出していくためにも、新居浜市障害者自立支援協議会を定期的に開催し、活用していきます。

2-1. 平成23年度の目標値の設定

国の基本指針において、障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、次に掲げる事項について数値目標を設定することとなります。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、

- ①平成23年度末までに、現在における入所施設の入所者の1割以上が地域生活に移行することをめざす。
- ②平成23年度末時点の施設入所者数を7%以上削減することを基本としつつ、地域

の実情に応じた目標を設定する。

新居浜市においては、

①福祉施設の入所者の地域生活への移行目標値を 16 人 (8.3%)

②平成 23 年度末時点の施設入所者の削減目標値を 10 人 (5.2%) と設定

国の指針より低い目標値となっていますが、入所希望者もあり、大幅な削減が困難なため、第 1 期計画の目標値を変更せず継続します。

項目	数値	備考
現在の施設入所者数	193 人	平成 17 年 10 月の全施設入所者数
【目標値】地域生活移行者数	16 人	現在の全入所者のうち、施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ地域移行した者の数
	8.3%	(割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値)
【目標値】削減見込	10 人	平成 23 年度末段階での削減見込数
	5.2%	(割合については削減見込数を全入所者で除した値)

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

国の基本指針では、平成 24 年度までに「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」が退院することをめざし、減少目標値を設定することとされています。

第 1 期計画と同様に、新居浜市における入院中の退院可能精神障害者数の減少目標値として、76 人 (平成 24 年度) のうち 54 人の退院をめざします。

項目	数値	備考
現在	76 人	現在の退院可能精神障害者数(平成 24 年度)(平成 23 年度は 64 人)
【目標値】減少数	54 人	上記のうち、平成 23 年度末までに減少をめざす数

(3) 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針では、現時点の一般就労への移行実績の 4 倍以上を目安としております。

新居浜市の第 1 期計画では、10 人 (2 人×5 倍) 以上と設定しましたが、これまでの実績と国の基本指針を踏まえ、8 人 (2 人×4 倍) 以上と設定を変更します。

項目	数値	備考
現在の年間一般就労移行者数	2人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	8人	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
	4倍	(倍率)

2-2. 総合的な自立支援システムの確立

障害者自立支援法の施行に伴い、給付体系が変わりました。

国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助（裁量的経費）のもと、地域の実情に応じて、実施される「地域生活支援事業」が創設されました。

障害者自立支援法における障害福祉サービス等の給付体系は、これまでの支援費制度や精神保健福祉制度から利用しやすい制度にしていくことをめざしています。

2-3. 障害福祉サービスの体系

2-4. 自立支援給付事業

(1) 自立支援給付事業及び相談支援の量の見込み

(2) 自立支援給付事業及び相談支援の内容及び実績

(3) 見込み量の確保の方策

障害者等の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を行うことを基本に、利用者がより良いサービスを多くの事業所の中から選択できるよう、また、利用者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスと必要な量を提供できるよう体制づくりを進めます。

2-5. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者自立支援法第77条の規定により、国の定める「地域生活支援事業実施要綱」に基づいて実施される事業で、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて効率的・効果的に実施される事業です。

事業は、必須事業と市町村の判断により任意に実施する「その他の事業」があります。

(1) 地域生活支援事業の量の見込み

(2) 地域生活支援事業の内容

(3) 見込み量の確保の方策

- ①相談支援窓口を設置し、相談支援の質を高めるとともに、ネットワークを構築するなど相談支援体制の充実に努めます。
- ②サービス内容が利用者のニーズに沿ったものとなるよう、障害者自立支援協議会において必要に応じて検討を行い、事業内容の充実に努めるとともに、サービスを担う人材の充実と質の向上を図り、適切な事業運営に努める。
- ③事業者に対して的確な指導を行える環境づくりと事業者との連携を図る。
- ④愛媛県や近隣の市町と協力して広域的な事業の実施を検討する。

2-6. 障害福祉サービスの円滑な提供・実施のための方策

(1) 障害福祉施策推進のための人材の確保・育成

精神障害、重度の全身性障害等、障害種別ごとの専門的技術等、障害者の個別性に対応する技術の習得のための研修など、人材育成のための支援に努めます。

(2) サービス提供事業者の育成・確保

- ①サービス事業所等への情報提供等により、新規参入を促進します。
- ②利用者が事業者選択に活用できる事業所情報の提供を行います。
- ③多様な障害特性に対応できる援助技術の共有化に向けた、事業者連絡会の開催や事業所間の情報交流など連携体制を構築します。

(3) 公平・公正な障害程度区分認定の実施及び支給決定プロセスの透明化

- ①障害程度区分認定にあたっては、障害の状態等の的確な把握に努め、特記事項の審査判定への反映が行われるよう、認定審査会委員及び認定調査員に対する研修を実施します。

- ②支援の必要度に応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を明確にし、支給決定のプロセスの透明化を図ります。

(4) 利用者負担等の軽減

平成 18 年 4 月の障害者自立支援法の施行により、利用者負担を求めることとなりましたが急激な利用者負担の中で、必要なサービスが適正に利用できないという懸念も出てきており、国は、障害者自立支援法円滑施行特別対策を出しました。

この対策では、「①利用者負担のさらなる軽減」「②事業者に対する激変緩和措置」「③新法への移行等のための緊急的な経過措置」の 3 つの柱からなる改善策が講じられています。

さらに、同法の抜本的な見直しに向けて、利用者や事業者の置かれている状況を踏まえ、特に必要な事項について緊急措置が講じられています。

2-7. 障害者の雇用、就労促進のための方策

障害者自立支援法においては、障害者の就労促進をめざす方向性がうたわれ、障害者雇用促進法が改正され、精神障害者に対する雇用対策の強化など障害者の就労支援が拡充されました。

障害者の就労支援を抜本的に強化していくことが要請されている中で、本市としても、従来の取り組みを引き続き推進していくとともに、地域特性や本人・保護者の意向も踏まえて、障害者の就労支援をさらに強化していくことが求められます。

(1) 雇用機会の拡大を進める就労支援体制の強化

- ・愛媛県、公共職業安定所、特別支援学校、障害福祉サービス提供事業所、行政など労働・福祉・教育など関係機関との連携強化を図ります。
- ・就労に向けた体験実習などが実施可能な企業の確保に努めます。

(2) 就労への移行を促進する支援策の充実

- ・一般企業への就労又は在宅就労等が見込まれる障害者で、一般企業への就労を希望する人、技術を習得して在宅で就労を希望する人に、一定期間一般企業の雇用移行支援を行う「就労移行支援事業」を推進します。
- ・雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障害者で、「就労移行支援事業」により一般企業への雇用に結びつかなかった人や、特別支援学校を卒業して雇用に結びつかなかった人等を対象に、雇用に基づく就労機会の提供や一般企業への雇用に向けた支援

等を行う事業「就労継続支援事業（B型）または（A型）」を推進します。

- ・就労の機会を通じて、生産活動にかかわる知識及び能力の向上が期待される障害者で、一般企業等での就労経験があり、年齢や体力の面から雇用されることが困難な人等に対し、一定の賃金水準に基づく継続した就労機会の提供、雇用形態への移行支援を行う「就労継続支援事業（B型）」を推進します。
- ・特別支援学校や施設、関係団体のネットワーク強化による「トライアル雇用」（一定期間の試行的雇用）の活用により就労移行に向けた支援策の強化を図ります。

（３）就労の場の提供・確保

- ・市の業務委託等による就労の確保を図るとともに、計画的な障害者の市職員採用など障害者一人ひとりの状況や能力に応じた雇用機会の提供・確保を進めます。
- ・福祉施設等における障害者の雇用の確保のため、市において随意契約が可能な契約として、障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約を追加し、官公需に係る受注機会の拡大に努めます。

（４）事業所・企業への総合的な支援

- ・障害のある人の就労に躊躇する事業主に対し、短期間の試行雇用を通じて今後の障害のある人の就労のきっかけづくりを与えるとともに、常用雇用への移行の促進を図ります。また、障害のある人に対して作業環境への適応を容易にし、就労へと移行するきっかけづくりになる障害者試行雇用事業（トライアル雇用）等の周知を図ります。
- ・障害者雇用の理解や職場環境のユニバーサルデザイン化を促すとともに、雇用促進のための各種助成制度の周知を図るため、公共職業安定所との連携のもと、事業主、公正採用人権啓発推進員等へパンフレットの配布を行うなど、情報発信の強化を図ります。

2-8. 地域生活移行のための方策

精神科病院の入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」や「入所施設の入所者」の地域生活への移行を進めていくことが求められている中で、障害者の地域生活移行においては、地域の住民の理解促進が重要となります。

（１）居住の場の確保

(2) 居住の継続支援

2-9. 相談支援体制の充実のための方策

(1) 総合的な相談体制の構築

- ・市の福祉課や発達支援準備室において、総合相談窓口における相談体制の強化を図るとともに身近な地域における相談から相談事業者等を活用した専門的な相談まで重層的な相談支援体制を構築するため、障害者相談員や民生委員・児童委員等との連携・協力体制を強化します。
- ・一人ひとりの利用者が必要に応じて支援を受けられるように、福祉サービスの利用援助、社会資源を活用する支援、生活力を高める支援、各種専門機関の紹介等総合的な相談支援体制の整備を図ります。
- ・県、新居浜・西条障害福祉圏域及び宇摩障害福祉圏域等における自治体との連携により、身体、知的、精神の3障害に対し、きめ細やかに対応できる事業者の確保を進めます。

(2) 障害者自立支援協議会の強化・連携

■新居浜市障害者自立支援協議会の目的

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる協議を行い、障害者の地域で自立した豊かな暮らしを実現することを目的としています。

(3) 相談支援体制の整備

(4) 障害者のケアマネジメント体制の整備